

2024年10月18日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市職員組合

執行委員長 包國 雄太



勤務条件変更に係る協議に対する回答について

日頃から、職員組合に対しご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和6年10月16日に協議申し入れをいただきました下記事項1.につきまして、千葉県人事委員会勧告の内容と差異がないことから、佐倉市職員組合として、“妥結”することとしましたので、その旨、回答いたします。

記

1. 令和6年度人事院勧告に基づく給与改定について

千葉県人事委員会勧告に基づき、期末及び勤勉手当について、令和6年12月分を0.1月引き上げて年間支給月数を合計4.6月とするところ、令和7年度については6月分及び12月分にそれぞれ0.05月分均等に加算すること
(再任用職員は年間0.05月引上げて0.025月分それぞれ均等加算する)

